

早川町・身延町・南部町医療事務組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

(令和7年11月12日規則第18号)

この規則は、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章第2節及び第3節の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続に関し必要な事項を定めるものとし、聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続については、他の法令に特別の定めがある場合を除き、身延町聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成16年身延町規則第12号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。